

平成 30 年第 2 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 30 年第 2 回	平成 29 年第 2 回
1 条 例	1	3
(1) 制 定	0	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	1	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	1	1
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	0	0
(3) 企 業 会 計	0	0
3 その他の議案等	3 (3)	19 (2)
計	5 (3)	23 (2)

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 30 年第 2 回	平成 29 年第 2 回
1 承 認	5	0
(1) 条 例	3	0
(2) 予 算	1	0
(3) そ の 他	1	0
2 報 告	2	0
計	7	0

※ () は開会日以降に配布予定

平成30年第2回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意第1号）

次の者を平成30年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 ^{ばん} 伴 ^{かつ} 勝 ^{のり} 規（再任）
住 所 *****
生年月日 *****

第2 報 告（専決処分）

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 公用車運転時の過失による物損事故（報告第4号）

概 要	町の損害賠償額
平成30年1月4日（木）午前9時5分頃、文化センター・保健センター駐車場において、職員が公用車を駐車しようとして後進させたところ、駐車してあった相手方の車両の前部と接触し、当該車両のナンバープレート等が破損した。	188,500円 (過失割合100%)

2 草刈作業時の過失による物損事故（報告第5号）

概 要	町の損害賠償額
平成30年4月23日（月）午前9時30分頃、藤江コミュニティセンター駐車場において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、当該駐車場に駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両のリアガラスが破損した。	70,200円 (過失割合100%)

第3 承認（専決処分）

- 1 固定資産評価員の選任の専決処分の承認を求めることについて（承認第1号）
次の者を平成30年4月1日から固定資産評価員に選任する。

氏名 しの だ しげ ひさ
篠 田 茂 久（新任）
住所 *****
生年月日 *****

- 2 東浦町税条例の一部改正について（承認第2号）
地方税法の一部改正（公布：平成30年3月31日 施行：平成30年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。
施行日：平成30年4月1日

- （1）固定資産税の課税標準を軽減する特例として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難の用に供する部分	2 / 3
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	2 / 3

- （2）バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等の実演芸術の公演の用に供する施設に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告方法を定める。

- （3）土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例を3年間（平成32年度まで）延長する。

3 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について（承認第3号）

地方税法施行令の一部改正（公布：平成30年3月31日 施行：平成30年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成30年4月1日

軽減対象となる所得基準額を引き上げ、均等割額及び平等割額の軽減対象を拡大する。

(1) 5割軽減に係る所得基準額

（現 行）：33万円＋27万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋27.5万円×被保険者数

(2) 2割軽減に係る所得基準額

（現 行）：33万円＋49万円×被保険者数

（改正後）：33万円＋50万円×被保険者数

4 東浦町都市計画税条例の一部改正について（承認第4号）

地方税法の一部改正（公布：平成30年3月31日 施行：平成30年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成30年4月1日

(1) バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等の実演芸術の公演の用に供する施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告方法を定める。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置の特例を3年間（平成32年度まで）延長する。

第4 議 案：条例（一部改正）

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（議案第22号）

家庭から排出される可燃ごみの収集、運搬及び処分について、手数料を徴収することとする等

施行日：平成31年4月1日

- (1) 手数料の額：容量が45リットルの袋 45円
 容量が30リットルの袋 30円
 容量が20リットルの袋 20円

(2) 指定袋の色の変更

半透明青色 → 半透明白色

第5 議 案：未処分利益剰余金の処分

平成29年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（議案第24号）

平成29年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金537,889,639円のうち100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、155,733,728円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。なお、残余は繰り越すものとする。

第6 議 案：町道路線

町道路線の認定について（議案第25号）

次のとおり町道路線を認定する。

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
3 2 4 0	緒川新田 240 号線	東浦町大字緒川字八巻 12 番 5	
		東浦町大字緒川字八巻 10 番 6	
6 2 3 2	藤江 232 号線	東浦町大字藤江字前田 3 番 12	
		東浦町大字藤江字前田 16 番 1	